

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】



山武市マスコットキャラクター
SUNUMUSHIKUN

令和2年3月
山武市

目 次

I	計画の趣旨.....	1
	1. 計画策定の趣旨と計画基本事項.....	1
II	計画の基本的な考え方.....	2
	1. 基本理念.....	2
	2. 基本目標.....	2
	3. 施策の体系.....	3
III	基本施策の展開.....	4
	基本目標1：子どもへの支援.....	4
	基本目標2：親・家庭への支援.....	5
	基本目標3：地域・社会全体での支援.....	6
IV	量の見込みと確保方策.....	7
	1. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容.....	7
	2. 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容.....	9
	3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	9

I 計画の趣旨

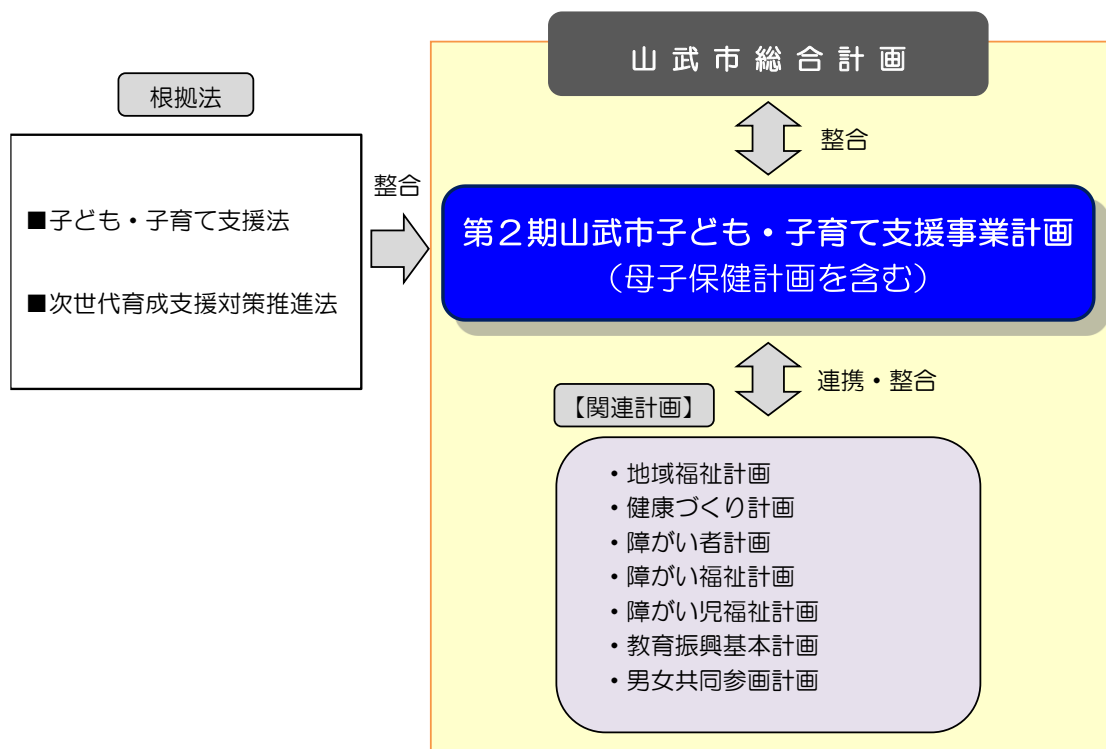
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

■計画の性格

「第2期山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」は、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目的として、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

この計画は、本市の18歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を含むものとなります。

また、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等保健・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図るとともに、子どもの貧困等が社会問題となるなか、子ども・子育て支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する家庭を支援するための施策を含むものとなります。



■計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされていることから、本計画を令和2年度から令和6年度までの計画期間とします。

また、本市の最上位計画である山武市総合計画内容と実態にかい離が生じないよう計画の中間年において、本計画の見直しを行うものとします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。また、近年では働く女性が増える中、働き方が多様化し、働き方にあった保育サービスの提供や、子育ての悩みを気軽に相談できる場を提供し、不安を解消して子育ての自信につながる支援が重要となっています。

このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画を目指していく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。そこで、これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」を目指し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。

**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち さんむ**

2. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

■基本目標1：子どもへの支援

次代を担う子ども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

■基本目標2：親・家庭への支援

保護者一人ひとりが安心して子どもを育てられる環境づくり

■基本目標3：地域・社会全体での支援

子どもと子育てを支援する地域社会づくり

3. 施策の体系

【基本理念】

次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ

【基本目標】

【基本施策】

【主な事業・取り組み】

基本目標 1 :
子どもへの支援
次代を担う子ども一人ひとりが心豊かにたくましく育つことのできる環境づくり

- (1) 教育・保育サービスの推進
- (2) 子どもの成長・発育にあった健康づくり
- (3) 子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

- ①保育サービス
- ②幼保一体化の推進と保育の質の向上
- ③一時預かり事業
- ④新・放課後子ども総合プランの推進
- ⑤学校の教育環境等の充実
- ⑥いじめ・不登校などへの対応
- ①健康診査
- ②発達支援
- ③食育の推進
- ④思春期保健対策の推進
- ①子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策
- ②児童発達支援・障がい児の自立支援
- ③外国につながる子どもへの支援・配慮

基本目標 2 :
親・家庭への支援
保護者一人ひとりが安心して子どもを育てられる環境づくり

- (1) 家庭と地域の教育力の向上
- (2) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実
- (3) 子育て家庭の経済的支援の推進

- ①親業講座・家庭教育学級
- ①情報提供体制の充実
- ②相談体制の充実
- ③育児相談・健康支援
- ①子ども医療費・高校生等医療費助成
- ②保育料・給食費の減免
- ③子どもの貧困・ひとり親家庭への支援
- ④児童手当等助成

基本目標 3 :
地域・社会全体での支援
子どもと子育てを支援する地域社会づくり

- (1) 安心して子育てできるまちづくりの推進
- (2) 仕事と家庭生活の両立支援

- ①安全で快適な住環境整備の推進
- ②地域安全活動の推進
- ③児童健全育成活動の推進
- ④多様な体験活動機会の拡充
- ①男女共同参画の推進

Ⅲ 基本施策の展開

基本目標 1：子どもへの支援

1－（１）教育・保育サービスの推進

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、一時保育事業、こども園短児部や幼稚園の預かり保育事業を含めて、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

また、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子供教室において、既存教室等の活用促進及び放課後等における学校施設の一時的な利用を促進します。

指導力・授業力向上や健全な身体づくりなどに取り組み、子ども一人ひとりの個性・可能性を大切に、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保一体化を推進します。いじめや不登校など学校生活での悩み・課題をもつ子どもへの対応・支援も必要です。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
幼稚園・保育所・こども園の利用定員充足率	85.1%	85.0%
就学前保育・教育に関する保護者の満足	96.9%	97.0%
学童クラブの定員充足率	83.8%	83.8%

1－（２）子どもの成長・発育にあった健康づくり

子どもの成長・発達にあわせて相談を実施し、親子の育ちを支援します。また、思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取り組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
乳幼児健診の受診率	95.8%	95.0%
朝食を毎日食べている児童・生徒の割合	82.8%	85.0%
生活習慣の改善に努めた生徒の割合	23.1%	30.0%

1－（3）子どもの人権の尊重と支援を必要とする子どもへの支援

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、支援体制の整備に努めます。

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、それぞれの子どもに合った特別な支援教育の推進を図り、関係機関との連携により障がい児へのサービス提供を促進します。

また、いわゆる外国につながる子どもへの子育て支援等の円滑な利用促進に努めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)
児童虐待通告件数	62 件
児童に関する措置件数	4 件

基本目標 2：親・家庭への支援

2－（1）家庭と地域の教育力の向上

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。より良い親子関係を築くため、大人と子どもが参加でき、多くの保護者に関心をもってもらえるように工夫しながら、講座等行事の継続を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
配偶者・その他の親族以外で子育てを相談できる相手がいる保護者の割合	99.2%	99.2%
育てにくさを感じた時に対処できる保護者の割合	91.0%	91.0%

2－（2）子育てに関する相談・情報提供体制の充実

相談窓口や関係機関が連携し、ケース検討や助言、指導などを行い、概要や子育て情報などを子育て家庭に提供します。

また、子育て支援拠点等より、相談や講座開設など事業展開していくとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
各種子育て相談延べ件数	3,204 件	3,200 件

2－（3）子育て家庭の経済的支援の推進

児童手当の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等を踏まえながら、適切な支援が促進されるように努めます。また、子どもの貧困対策における家庭への支援やひとり親世帯への相談活動や自立に向けての支援策を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
子育ての経済的負担軽減に関するのべ受給者数	76,140 人	76,140 人
ひとり親家庭の自立率	4.3%	4.3%

基本目標 3：地域・社会全体での支援

3－（1）安心して子育てできるまちづくりの推進

子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

また、関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全活動を推進し、地域で子どもを守り、安全に育て、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域との連携を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
登下校時における児童生徒の事件・事故件数	5 件	
学校教育活動に協力した市民数	533 人	600 人
青少年育成事業・体験学習への児童・生徒参加者数	4,102 人	3,482 人
コミュニティ・スクール導入学校数	0 校	3 校

3－（2）仕事と家庭生活の両立支援

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図り、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

また、育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進していきます。

【成果指標】

指標名	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
出生者数	208 人	1,396 人 (R1～R4累計)
結婚する意欲のある独身者の割合	80.2%	80%

IV 量の見込みと確保方策

1. 教育保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

図 3つの認定区分

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所(園)
3号認定	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所(園) 地域型保育

各認定区分における提供量（利用定員）

施設区分	施設名		0歳	1・2歳	定員（1号認定）			計
					3歳	4歳	5歳	
幼稚園	公	日向幼稚園	—	—	40	40	40	120
認定こども園	公	まつおこども園	—	—	8	8	8	24
	公	おおひらこども園	—	—	10	15	15	40
	公	なるとうこども園	—	—	30	45	45	120
	公	なんごうこども園	—	—	—	10	10	20
	公	しらはたこども園	—	—	30	30	30	90
計			—	—	118	148	148	414

施設区分	施設名		定員（3号認定）		定員（2号認定）			計
			0歳	1・2歳	3歳	4歳	5歳	
認定こども園	公	まつおこども園	6	35	20	20	20	101
	公	おおひらこども園	3	30	17	25	25	100
	公	なるとうこども園	3	37	20	30	30	120
	公	なんごうこども園	3	17	20	20	30	90
	公	しらはたこども園	3	37	20	30	30	120
保育所	私	日向保育園	9	24	18	19	20	90
	私	若杉保育園	9	24	18	19	20	90
	私	蓮沼保育園	3	27	20	20	20	90
計			39	231	153	183	195	801

施設区分	施設名		定員（3号認定）		3歳	4歳	5歳	計
			0歳	1・2歳				
地域型保育	私	五反田こどもの家	2	8	—	—	—	10
	私	キッズアップ	3	2	—	—	—	5
計			5	10	—	—	—	15

（令和2年4月1日現在）

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）

◇見込み量（人）◇

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	219	66	201	60	185	56	181	54	182	55
合計	285		261		241		235		237	
供給見込み	414		414		414		414		414	

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立幼稚園1園、公立こども園5園の合計6園で1号認定子どもを受け入れており、供給量の確保はできています。

今後は、少子化により利用の増加が見込めないため、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、需要に応じた施設の適正配置に努めていきます。

② 保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）

◇見込み量（人）◇

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳児	1・2歳	3～5歳
見込み量	49	238	495	47	247	453	45	236	419	44	226	408	42	217	411
合計	782			747			700			678			670		
供給見込み	801			801			801			801			801		

◇計画期間の確保方策◇

本市では現在、公立こども園5園、私立保育所3園の合計8園で2・3号認定子どもを受け入れており、概ね供給量の確保はできています。

今後は、2号認定子どもについては、少子化により利用の増加が見込めないため、1号認定子どもの利用状況等も踏まえ、幼稚園・こども園施設の有効活用や利用定員の最適化、私立保育所のこども園化などに視野を広げ、需要に応じた施設の適正配置に努めていきます。

なお、3号認定子どもについては、利用ニーズが上昇しているため、施設の適正配置と併せて、受け入れ体制を整備していきます。

(2) 地域型保育事業（3号認定子ども）

◇計画期間の確保方策◇

本市での3号認定子どもの供給については、概ね確保できていますが、利用ニーズの上昇、多様な保育ニーズに対応するため、地域型保育事業者の支援に努めます。

2. 子育てのための施設等事業の量の見込みと確保の内容

(1) 特定子ども・子育て支援施設等（施設等利用給付）

◇計画期間の確保方策◇

特定子ども・子育て支援施設等（未移行幼稚園、認可外保育施設等）を利用する子どもの家庭状況等に基づき、利用料等の適正な助成に努めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

◇対象及び見込み量（実施か所数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量 (母子保健型)	1	1	1	1	1

◇計画期間の確保方策◇

子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子どもと保護者の身近な場所での情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための機能を確保します。

母子保健型としての子育て世代包括支援センター（はぴねす）は、相談体制の充実を図るため、母子保健コーディネーター（保健師・看護師）の人員確保に努めます。

また、子育て支援センターで行っている子育てに関する情報提供や必要に応じた相談・助言等については、子育て支援団体や関係機関とのネットワークを活用しながら必要な情報を案内するほか、相談内容によっては専門機関につなぐなど、相談機能の充実を図ります。

今後も事業の周知を図るとともに、子育てに関する総合相談窓口としての山武市子ども家庭総合支援拠点の活用を含め、母子保健型として利用者支援に取り組んでいきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

◇見込み量（年間あたり利用延人回）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110
供給量	11,370	11,490	11,007	10,541	10,110

◇計画期間の確保方策◇

見込み量に対する供給量は、概ね対応できる体制となっています。

今後も継続して受け入れ体制の確保に努め、子育ての悩みや育児不安解消の相談ができるような利用方法を提供していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

◇見込み量(人)◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

妊娠届提出の遅れや妊婦健診を定期的を受けていない妊婦もあり、受診率の向上は困難な状況ではありますが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

◇見込み量(人)◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	217	208	199	192	183
供給量	217	208	199	192	183

※0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

◇計画期間の確保方策◇

要保護児童対策として、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

今後は、養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、養育支援訪問事業の実施について検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

◇見込み量（年間人日）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

◇計画期間の確保方策◇

本市では、当該事業は実施していませんが、児童に対する支援として、短期支援事業としての実施の必要性や調査も含め、今後検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	372	359	368	343	313
高学年	301	290	270	260	251
合計	673	649	638	603	564

◇計画期間の確保方策◇

現在は未実施ですが、利用ニーズが見込まれることから、先進事例等を参考にしつつ、ファミリー・サポート・センター事業の導入について検討し、児童への必要な支援に取り組んでいきます。

さらに、放課後の過ごし方として、放課後子供教室との連携や社会福祉協議会等の家事援助事業の活用を含め検討していきます。

(8) 一時預かり事業

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197
供給量	2,564	2,455	2,307	2,231	2,197

◇計画期間の確保方策◇

公立こども園5園で預かり保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(9) 延長（時間外）保育事業

◇見込み量（人）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	522	500	469	454	447
供給量	522	500	469	454	447

◇計画期間の確保方策◇

公立こども園5園と私立保育所3園で延長保育事業を実施しています。

現在の体制で供給できる見込みです。保護者の働き方や利用希望に沿って、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

◇見込み量（年間延利用者数）◇

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間見込み量	419	402	377	365	359
供給量	480	480	480	480	480

※年間見込み量は、病児・病後児保育事業

※供給量は、病後児保育事業

◇計画期間の確保方策◇

病児・病後児保育についての、ニーズ調査結果に基づく見込み量は、平成30年度の病後児保育利用実績を大きく上回っています。

病後児保育については、過去の利用実績から現在の体制で供給できる見込みです。

なお、病児保育についても、病後児と同様にニーズと利用が大きくかい離することが予想されます。今後の病後児保育、訪問型病児保育助成の利用状況を踏まえ、病院併設型等の病児保育施設の設置等について検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇見込み量（実人数）◇

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	1年生	134	123	129	107	93
	2年生	97	108	100	105	87
	3年生	110	97	108	99	104
	4年生	68	62	55	61	56
	5年生	31	32	29	25	28
	6年生	29	28	28	25	22
	合計	469	450	449	422	390
供給量	合計	565	550	550	550	550

◇計画期間の確保方策◇

現在は6年生までを対象に実施していますが、低学年の利用が主になっています。年度中に一時預かり等により利用人数に変動があることや、長期休中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制について、今後は小学校の統廃合も視野に入れ、現状と利用希望を踏まえ引き続き体制を確保していきます。

また、新・放課後子ども総合プランにより、学童クラブと放課後子供教室を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策を行っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◇計画期間の確保方策◇

本市では、新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯の負担軽減を図るため、副食費（給食）に係る補足給付を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、地域の実情に即した方策を講じていきます。

第2期山武市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和2年3月

発行 山武市 保健福祉部 子育て支援課
〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地
TEL : 0475-80-2631 Fax : 0475-80-2650
